

次期計画の骨子(案) (後期: R7~R11)

見直し内容:
・各資源についての整備目標の設定
・適切な評価指標の設定
・PDCAサイクルの効果的な運用等
・改正児童福祉法の内容を踏まえた見直し

基本的考え方・全体像(目標)

(1)

次期計画の骨子案(次期計画策定要領の記載事項)		現計画における記載内容	次期計画における方向性と検討項目
見込み数	(5) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み	第2章 1 (7) 代替養育を必要とする子どもの数 (p.8)	・適切な見込み数の推計方法の検討 ・各年度における見込み数の時点修正
虐待発生予防	(3) 市の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組 (4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組	I 虐待の発生予防 I-1 地域における社会資源、関係機関等との連携による地域全体での早期発 (p.21) I-2 中核市児童相談所の強みを生かした迅速な連携と切れ目のない支援 (p.22) I-3 様々な家庭の状況に応じたきめ細やかな支援 (p.23)	・こども家庭センター設置による相談支援体制の強化 ・こども家庭センターに必要な人材の育成 ・支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成 ・地域資源の開拓による民間団体との連携推進 ・家庭支援事業の適切な運用 ・助産施設の確保、制度の周知 ・妊産婦を対象とした各種教室及び相談の継続 ・関係機関研修の実施(ヤングケアラー等の内容も含める) ・現計画の継続、拡充
権利擁護	(2) 当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・意見表明支援等)	II 子ども主体の生活体制の構築 II-1 子どもの権利擁護の推進 (p.25)	・「こどもの意見表明等支援事業」の実施(アドボケイトの養成、人材確保) ・一時保護所等への意見表明等支援員の派遣 ・施策検討の際の当事者等参画 ・現計画の継続、拡充
パーマネンシー保障	(7) 代替養育されている子どものパーマネンシー保障に向けた取組	II 子ども主体の生活体制の構築 II-3 特別養子縁組の推進 (p.27)	・家族の再構築に向けたプログラムの提供 ・児相長による特別養子適格確認の審判申立ての促進 ・現計画の継続、拡充
里親推進	(8) 里親等への委託の推進に向けた取組	II 子ども主体の生活体制の構築 II-2 里親等委託の推進 (p.26)	・里親支援センターの設置に向けた検討 ・ファミリーホームの設置促進 ・里親等の育成方針の確立 ・委託促進に向けたマッチング支援 ・現計画の継続、拡充
施設高機能化	(9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 (12) 障害児入所施設における支援	II 子ども主体の生活体制の構築 II-4 施設の高機能化・地域分散化 (p.28)	・施設職員の育成、人材確保 ・施設の小規模化、地域分散化の検討 ・施設の小規模化、地域分散化に向けた適正な措置数、職員数の把握 ・施設の高機能化及び多機能化・機能転換の検討 ・施設の高機能化を踏まえた、児童家庭支援センターの委託の検討 ・障害児入所施設への入所を待機している児童(児童養護施設入所、在宅の児童を含む)のための入所定員枠を確保 ・現計画の継続、拡充
自立支援	(10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	III 自立支援、アフター・ケア III-1 子どもが望む自立への支援 (p.30) III-2 社会的自立に向けた基盤づくりの支援 (p.31)	・「児童自立生活援助事業」実施の検討 ・自立支援施策の計画における社会的養護経験者の参画 ・現計画の継続、拡充
児相強化	(11) 児童相談所の強化等に向けた取組 (6) 一時保護改革に向けた取組	IV 児童相談所の機能強化・一時保護体制の充実 IV-1 児童相談所の機能強化 (p.32) IV-2 一時保護体制の充実 (p.33)	・国の基準を踏まえた設備、運営の基準制定 ・里親への一時保護委託の積極的活用 ・一時保護所における第三者評価の継続受審 ・一時保護所等への意見表明等支援員の派遣 ・現計画の継続、拡充
留意事項	(13) 留意事項	第4章 計画の進行管理 (p.34)	・新たな「整備・取組方針等を評価するための指標」設定の検討

現計画 第3章 2 社会的養育推進に向けた取り組み